朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

朝鮮民主主義人民共和国(以下、「北朝鮮」という。)による日本人拉致事件の発生から既に40年近くが経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、初めて謝罪を行ってから、14年以上の歳月が流れている。

首脳会談の後に両国が署名した日朝平壌宣言において、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致し、地域の平和と安定に大きく寄与する」ことが確認されたものの、北朝鮮は、今日に至っても、なお、国際社会の呼びかけに応じないばかりか、平成26年の日朝合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者に関する再調査を全面的に中止し、さらには、特別調査委員会の解体を一方的に表明した。

言うまでもなく、拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、政府が最重要課題として位置づける、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。

また、そうした中で、拉致被害者の御家族は、何ら進展のないまま歳月が流れていく 現状への強い憤りと一刻も早く拉致被害者に会いたいという切実な思いがあることから、 拉致問題の早期解決に向けた取り組みが求められる。

よって、国においては、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、「対話と圧力」、「行動対行動」という原則のもと、米国や韓国を初めとする関係国や国連との強固かつ緊密な国際連携を図り、制裁の強化等を含むあらゆる手段を講じて、日本人拉致問題の完全解決を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 参議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 内閣官房長官 拉致問題担当大臣

北海道議会議長 遠 藤 連